3. 公物管理関係の法令

河川，海岸，道路，港湾等のように，国または公共団体などにより,直接に公の用に供される有体物を「公物」という。これら公物の管理については，それぞれの法体系の中で規定されており，公物内またはその保全を必要とする地域では，工事の施行，施行に関連する行為を規制している。公物管理関係の法令は，公物の管理を行うもの，公物の工事を施行するものは当然知らなければならないし，公物の占用等を行うものも，十分に法を理解しておかなければならない。以下，公物の占用工事等を中心に述べる。

（1） 河川法等
（昭和39年法律167号）

河川法は，河川に関して災害発生の防止，適正利用，正常な機能維持などのため，その総合的管理を目的とした基本法である。ここでは，河川内での土地の占用，工作物の新改築，土地の掘削盛土等などを規制し，河川管理者の許可を必要としている。また，河川区域に隣接し河川管理者が指定した河川保全区域，河川予定地でも，同様な規制が行われる。

（2） 海岸法等
（昭和31年法律101号）

海岸法は，津波，高潮，波浪，その他海水または地盤の変動による被害から海岸を防護し，もって国土の保全に資することを目的としている。ここでは，指定された海岸保全区域において，占用，土砂の採取，掘削盛土等を行うときは，海岸管理者（知事が原則）の許可を必要とするとしている。

なお，港湾区域内等については，「港湾法（昭和25年法律218号）の適用を受け，工事等に際しては，港湾管理者の長の許可を要する。

（3） そ の 他

先に述べた道路法には，道路の占用に関する規定があり，道路管理者の許可を受けることになっているが，国鉄，電電公社，国等が行う道路の占用，水道，電気ガス事業など，公共性のあるものの道路の占用については，それぞれ特例を設けて緩和している。そのほか，道路の占用については，工事の調整のための条件，占用の禁止または制限区域，道路管理の道路の占用に関する工事の施行等の規定がある。

（筆者・建設省大臣官房建設機械課 課長補佐）

❹ 海外工事の場合

吉 田 仁 一

はじめに

国内工事の減少に伴い，海外工事への関心が増大する中で，海外工事に取り組む技術者は，それぞれ種々の困難に直面しながら，それらの困難を克服すべく努力されていることと思う。技術者が日々直面する種々の困難な問題の中には，技術的な問題はもちろんであるが，そのほかに工事契約の妥当な解釈・実施，工事に関連する各種の法の遵守，工事に伴う各種のクレームや紛争の処理など，従来，日本の土木技術者にとっては不案内な分野の問題が含まれている。現在，海外工事に携わる土木技術者が，これらの問題について苦労しなくてはならない責任の一端は，現在の大学教育のあり方にも関係している。日本の大学においては，契約や仕様書についての講義が行われておらず，土木技術者は海外工事（本来は国内工事もそうなのであるが）を“management”するにあたって，非常に重要な知識を欠いたまま，試行錯誤を繰り返しつつ，これらに関する知識を吸収しているのが現状である。国内工事の場合には，「法的な物の考え方」という問題は，日本的な風土の中に埋没してしまって顕在化しなかったが，海外工事の場合には，この問題は，見過し得ない問題として顕在化してきたのである。従来，日本の多くの技術者は，工事の施工にあたって，技術的観点から，いかに効率的に，技術的問題を克服しつつ工事を施工し完成するか，ということにのみ関心を有し，当該工事が「契約の履行」として行われているという意識を有することは少なかった。かかる意識の欠除は，契約の一般条件や仕様書と実際の履行との間の多少のずれについて，甘い考え方を発生させてきた。日本においては，同一風土において生活する同一民族の集団であることから，以心伝心，これら多少のずれについては，お互いに相手の立場を理解し，多くの場合，紛争に至ることなく解決されてきたかもしれないが，海外工事の場合はこれらの多少のずれは，多くの紛争をひき起こさせてきたのである。

この小論は，海外工事の実施にあたって関係する法の概要を伝えるにすぎない。しかも法の概要といっても，関係法の内容の概要ということではなく，どのような法律が関係してくるかという意味において，その概要を述べたものである（内容の概要を伝えるには，このような小論では不可能である）。この小論によって海外工事を行うにあたって関係する法の枠組みを理解され，末尾に記載した参考書によってそれらの内容を理解し，海外工事を行うにあたって必要な法知識を身につけていただきたいと思う。

1．海外工事の実施に関係する法群

国際取引（海外工事もその一つである）を行うにあたっては，まだ全世界を拘束する唯一の統一法がないことから，関係する法は多数に上り，それらはさくそうし，複雑をきわめている。そこで私なりに海外工事に関係する法を，一つの「契約」と次の4つの法群に分類してみた。4つの法群とは，① 海外工事を行うにあたって関係する日本国法，② 当該海外工事が行われる国の関係法，③ 条約の締結を通じて形成されている統一法群，④ 国際取引の慣習法群，である。「工事契約」については次節で述べることとして，他の4つの法群について簡単に説明を加える。

（1） 海外工事に関係する日本国法

工事契約の準拠法（当該工事契約を支配し，解釈の基準となるべき法）として日本法が採用されることは，ほとんどないことを前提として，海外工事に関係する日本国法としては，外国為替及び外国貿易管理法，外国為替管理令，貿易外取引の管理に関する省令，輸出保険法などが関係する。また，場合によっては，日本輸出入銀行法，海外経済協力基金法が関係してくるし，また税法上の海外取引に関連する部分（租税特別措置法を含む）が関係してくる。

（2） 当該海外工事が行われる国の関係法

一般には，工事契約の準拠法としては，当該工事の施工される国の法が採用されることが多い。したがって，当該工事契約の成立が効力，あるいはその契約の各条項の解釈は，当該工事の行われる国の主として民法や商法（このような法の分類をするのは，ドイツ法やフランス法などの大陸法系の国が多く，英米法系では，契約法として分類されている）に基づいて決定ないしは解釈されることになる。また，当該工事に関連して，日本におけると同様各種の法（本書において取り上げられているような法）が関係してくる。特に労働法，税法に注意を払う必要があるし，また，不法行為法や物権（所有権，占有権，地上権，地役権など）にも注意を払う必要がある。国際入札の場合には，入札関係書類の中に関係法で注意すべき法について特に記載しているものもあるが，それだけでは不十分であって，関係法令の事前調査はきわめて重要である。海外工事の多く行われる発展途上国は，法の未整備な所が多く，この調査も大変なことが多いができるだけのことを意識的に行うべきである。事前調査は，技術的な面にのみ限られてはならないのである。

（3） 条約の締結を通じて形成された統一法群

複数の国の間の条約の形で地域的制限つきではあるけれども，国家を超えた統一法が存在している。条約の加盟国の多寡によって，その条約の重要性に差があるが，日本および当該工事の行われる国がある条約に加盟している場合，当該工事についてその条約が関係してくることになる（多数の国が加盟している条約については，非加盟国もその条約を尊重することが多い）。海外工事に関係する条約としては，「二国間の二重課税の防止条約」「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」「船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約」（日本では，国内法としてこの条約に基づき，“国際海上物品運送法”が施行されている），「為替手形及約束手形ニ関シ統一法ヲ制定スル条約」（日本の手形法にはこの内容が取り入れられている）などがある。

（4） 国際取引の慣習法群

国際取引を行ううえでの便宜上から民間の団体によって作成され，実際の国際取引において法と同一の効力をもつようになった規則や契約約款がある。その一つは国際商業会議所（International Chamber of Commerce-I.C.C と略称される）が 1933 年に制定し，1975 年 10 月 1 日から第三次改訂が実施される「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」（信用状統一規則と略称される）である。この規則は，1966 年 4 月現在で 179 の国ないし属領地の銀行によって採択されているといわれる。もう一つは，同じく国際商業会議所によって 1936 年に制定され，1953 年に改正された「貿易用語の解釈のための国際的規則（International Rules for the Interpretation of Trade Terms-Incoterms と略称される）」である。FOB, CIF などの取引条件については，海外工事に携わった人であれば，すべて知っている用語である。さらに海外工事との関連でこの種の慣習法をあげれば，損害保険の保険契約約款があげられると思う。これは，保険業界の永年の取引慣行と保険契約に関する紛争の仲裁による解決を通じて作り上げられてきたものである。

2. 海外工事契約

海外工事を行うにあたって最も重要なものは，海外工事契約そのものである。海外工事契約は，通常，契約書，一般条件書，特別条件書，図面，仕様書，特記仕様書などから成り，詳細なものが多い。この工事契約の一般条件書や仕様書の正確な解釈，妥当な取扱いが海外工事の成否を左右する大きな要因である。したがって，海外工事に使用される一般条件書や仕様書あるいは入札手続等について，常に研究し，理解を深めておくことが海外工事に成功する秘訣の一つである。

国際入札に付される工事において使用される一般条件書（契約約款）としては，イギリスの土木学会（The Institution of Civil Engineers-ICE と略称されている）の作成した ICE 約款（現在第5版がでている），あるいは，この ICE 約款の第4版をもとにし国際コンサルティングエンジニア連合（Fédération Internationale des Ingénieurs-Conseils-FIDIC と略称されている）が中心となって作成し，ヨーロッパ，アメリカ，あるいはアジアの建設業者の団体によって推薦されている FIDIC 約款（現在改正が検討されている）などが必要な変更を加えて採用されていることが多い。したがって，これらの約款の研究が当面の課題となる。ただ注意すべきことは，これらの約款の背景になっているのは，イギリスの工事契約に関する判例であり，これらの約款のすべてが国際的な工事契約に妥当するものではないということである。しかし，これらの約款も，保険契約約款と同様に約款の解釈等についての紛争の発生とかかる紛争の国際仲裁機関による解決を通して，海外工事に関する国際慣習法として成熟していくものと思われる。

おわりに

以上，きわめて簡単に海外工事に関係する法の概要を述べた。これを念頭において，以下の参考書を研究していただきたいと思う。

参考文献

1) 土木学会編：海外建設工事の契約・仕様．土木学会
2) 山本崇史編著：海外工事の手引き．
3) 鹿島守之助：鹿島守之助経営論選集第11巻（海外建設工事とクレーム），鹿島研究所出版会．
4) I.N. Duncan Wallace : The International Civil Engineering Contract (A Commentary on the F.I.D.I.C.)
5) Clive M. Schmitthoff. : The Export Trade.
6) H.C. Gutteridge & Maurice Megrah : The Law of Bankers' Commercial Credits (fourth Edition).

（筆者・正会員 大成建設（株）法務部主任）

新刊

9 土木計画学シンポジウム

代替案評価の理論と実際

B5判・133ページ

定価 2000円・〒200円

昭和50年1月に土木学会講堂において開催された「第9回土木計画学シンポジウム」に取材して，有用なプロシーディングとしてとりまとめられたのが本書であります．

従来からも「経済評価」「環境評価」「技術評価」「代替案の評価」「総合評価」等の一連の作業は土木分野においても行われてはおりましたが，体系的・理論的，かつ実戦向きにという点で未だ一歩努力を重ねるべきであるという世評でありました．そこで，今回のシンポジウムではこの点に注目，これまでの経験と研究をふまえて，具体的にこの分野の体系化を試みた次第．題して「代替案評価の理論と実際」であります．

関係各位からの論文に加えて，シンポジウム当日の参加者を含めた討論の大要を収め，今日のこの面におけるひとつの指標といたしたくとりまとめました．計画・設計・施工各方面の関係者にぜひ読んでいただきたい，そう願っての新発売です．土木計画学研究委編．

【目次のあらまし】

- 今回のシンポジウムの役割
- 経済評価＋討　論
- 環境評価＋討　論
- 技術評価＋討　論
- 代替案はどのように評価され，採否されるのか＋討論
- 総合評価は可能か＋討論
- 今回のシンポジウムのまとめ

土木学会 発行・発売